

■ **契約者配当金** 配当金はありません。

■ **保険料の払込免除**

被保険者が次の保険料の払込免除事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。

| | |
|------------------------|--|
| 保険料の 払込免除事由 | 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当されたとき。 ※「不慮の事故」「身体障害の状態」について詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。 |
|------------------------|--|

各種お取り扱いについて、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。



マニライフ生命の無配当外貨建終身保険

こだわり外貨終身



しっかり備える。大切に育てる。
外貨建だからこそ、できることがあります。

無配当外貨建終身保険 (積立利率変動型)

無料の付帯サービス「メディカルリリーフ(プラス)」 / 健康相談サービス



メディカルほっとコール24 **対象:被保険者ご本人・そのご家族**

- ① 24時間・年中無休体制にて、医師・保健師・看護師など経験豊かな相談スタッフが、あなたとご家族の健康や介護に関する相談に応じます。
- ② 「ご自宅近くや勤務先周辺の医療機関情報」「夜間・休日の医療機関情報」、また、専門医や専門外来など新たなニーズに対応した「専門医療情報」などをご提供いたします。

メディカルソムリエ **対象:被保険者ご本人**

- ① 総合相談医との面談や電話によるセカンドオピニオンの手配をします。
※電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。
- ② 総合相談医の判断により、より高度な専門性が必要と判断された場合には、優秀専門臨床医を紹介いたします。

メンタルケア支援サービス

対象:被保険者ご本人

ストレス・メンタルヘルスに関して臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの心の専門家が電話や面談によるカウンセリングをご提供いたします。

生活習慣病支援サービス

対象:被保険者ご本人

- ① 高血圧や脂質異常症などの生活習慣病を改善するための具体的な取組内容をご提案いたします。
- ② 糖尿病に関するさまざまなご質問やご相談にお応えする他に、糖尿病専門医の紹介を受けられます。

ガン支援サービス

- ① ガン全般の相談に、専門スタッフが応えます。
メディカルほっとコール24(対象:被保険者ご本人・そのご家族)
- ② ガンに関してメンタルヘルスの専門家に電話や面談で相談できます。
メンタルケア支援サービス(対象:被保険者ご本人)
- ③ ガンに関してセカンドオピニオンを受けられます。
メディカルソムリエ(対象:被保険者ご本人)

- 「メディカルリリーフ(プラス)」は、マニライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供するサービスで、保険契約による保障とは異なります。なお、サービス内容は予告なく変更・中止される場合があります。
- 国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。
- このサービスは、マニライフ生命のご契約が有効の期間中ご利用いただけます。
- ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- 医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。
- サービス利用の結果についてマニライフ生命は責任を負いかねます。
- ご利用に際してティーベック株式会社が取得した個人情報、利用対象者確認の目的においてマニライフ生命に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

参照 「メディカルリリーフ(プラス)」のくわしい内容については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

- ご契約の検討・お申し込みの際の重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについては、「ご契約のしおり/約款」にてご確認ください。具体的な数値などについては「設計書」をご覧ください。
- 生命保険募集人は、お客さまとマニライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限などに関しまして、確認をご希望される際には、ご連絡なく下記のマニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニライフ生命保険株式会社

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー30階

コールセンター **0120-063-730**

受付時間/月~金 9:00~17:00 (祝日・12/31~1/3を除く)

www.manulife.co.jp

2017年10月作成

● 担当は

商品パンフレット



2017年10月

MLJ(STDG)17080545(198121)

こだわり外貨終身

「外貨で備える」という考え方。

「こだわり外貨終身」は、ふたつの不安に備えることができます。

万が一に備える。

万が一のことがあった場合、死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。
保障は一生涯にわたって継続いたします。

特定疾病に備える。

特定疾病保険料払込免除特約を付加した場合、保険料払込期間中に特定疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）で所定の状態に該当した場合、以後の保険料の払い込みが不要になります。

「こだわり外貨終身」にはリスクがあります。



ご注意

- 「こだわり外貨終身」は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した保険金額など」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。
- 契約通貨建の保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。このため、「ご契約時点の為替相場で円換算した保険金額など」を下回ることがあります。

※「こだわり外貨終身」にかかる費用については、12ページをご覧ください。

「外貨」だからこそ、より充実した保障を確保できます。

低金利が長期化する日本に比べて、海外には比較的高い水準の金利を維持している国もあります。「こだわり外貨終身」は、現在日本に比べて高い海外（アメリカまたはオーストラリア）の金利を活用するので、より充実した保障を期待できます。

➡ 金利については、8ページ「[ご参考]日本・アメリカ・オーストラリアの長期金利の推移」をご覧ください。

「外貨」だからこそ、資産としての魅力があります。

終身保険には「解約返戻金」があり、それ自体が「資産」としての価値も持っています。「こだわり外貨終身」の解約返戻金は外貨建なので、外貨建資産としてさまざまなメリットを持っています。

➡ 解約のご注意事項については、14ページをご覧ください。

【外貨建資産を持つメリット】

① 海外の金利による運用

外貨建資産は、日本に比べて比較的高い海外の金利で運用されるので、資産として大きく成長することが期待できます。

② 資産全体の価値を守る

通貨の価値は、外国為替市場の変動に応じて常に増減しています。たとえば、外国為替相場が円安に振れたとき円建資産の実質的な価値は減少しますが、外貨建資産の価格は逆に上昇します。また、その逆もあります。つまり、円と外貨は天秤のような関係です。円建資産と外貨建資産の両方を持つことで、外国為替市場の変動から資産全体の価値を守る効果が期待できます。



本商品パンフレットでは、以下のように特約の正式名称をおきかえて説明しています。

- 特定疾病保険料払込免除特約(17)
⇒ 特定疾病保険料払込免除特約

万が一に備える。

「こだわり外貨終身」は、ご契約時に契約通貨を「米ドル」または「豪ドル」から選択していただき、契約通貨建で一生涯の死亡・高度障害保障を確保いただける生命保険です。毎月の契約通貨建の保険料は、円に換算してお払い込みいただけます。

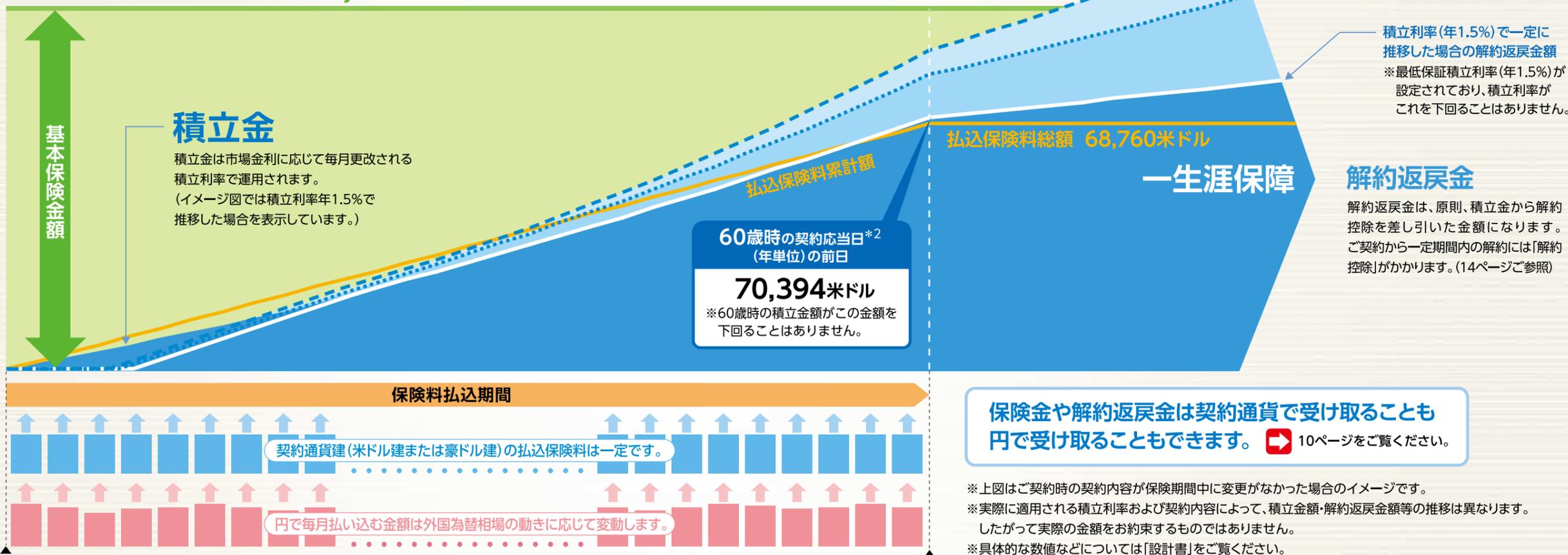
- ご契約例**
- 被保険者／30歳男性
 - 契約通貨／米ドル
 - 基本保険金額／100,000米ドル
 - 保険期間／終身
 - 保険料払込期間／60歳満了
 - 保険料払込方法／口振扱月払
 - 特定疾病保険料払込免除特約／あり
 - 保険料率／非喫煙者保険料率
 - 月払保険料／191米ドル

〈イメージ図〉 **死亡・高度障害保険金*1 100,000米ドル**

契約通貨の選択

「米ドル」または「豪ドル」のいずれかをお選びいただけます。

9ページをご覧ください。



保険金や解約返戻金は契約通貨で受け取ることも円で受け取ることもできます。 10ページをご覧ください。

※上図はご契約時の契約内容が保険期間中に変更がなかった場合のイメージです。
※実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額等の推移は異なります。したがって実際の金額をお約束するものではありません。
※具体的な数値などについては「設計書」をご覧ください。

注意 保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。なお、契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。

積立利率別の解約返戻金額の推移 (上記ご契約例の場合)

解約返戻金・死亡保険金は1米ドル未満を切捨て、返戻率は小数第2位を切捨てしています。

| 被保険者満年齢▶ | 60歳 経過年数: 30年 | 65歳 経過年数: 35年 | 70歳 経過年数: 40年 |
|---------------------------|---|--|--|
| 経過年数に達するまで年1.5%で一定に推移した場合 | 70,394米ドル(返戻率102.3%) 死亡保険金額 100,000米ドル | 74,831米ドル(返戻率108.8%) 死亡保険金額 100,000米ドル | 79,259米ドル(返戻率115.2%) 死亡保険金額 100,000米ドル |
| 経過年数に達するまで年2.5%で一定に推移した場合 | 82,471米ドル(返戻率119.9%) 死亡保険金額 100,000米ドル | 92,554米ドル(返戻率134.6%) 死亡保険金額 100,000米ドル | 104,080米ドル(返戻率151.3%) 死亡保険金額 105,121米ドル |
| 経過年数に達するまで年3.0%で一定に推移した場合 | 89,439米ドル(返戻率130.0%) 死亡保険金額 100,000米ドル | 103,069米ドル(返戻率149.8%) 死亡保険金額 104,099米ドル | 118,841米ドル(返戻率172.8%) 死亡保険金額 120,029米ドル |

※上記は、ご契約時の契約内容が保険期間中に変更がなかったと仮定した場合における仮の数値です。

積立利率を毎月更改。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。 7~8ページをご覧ください。

タバコを吸わない方は保険料が割安になります。 11ページをご覧ください。

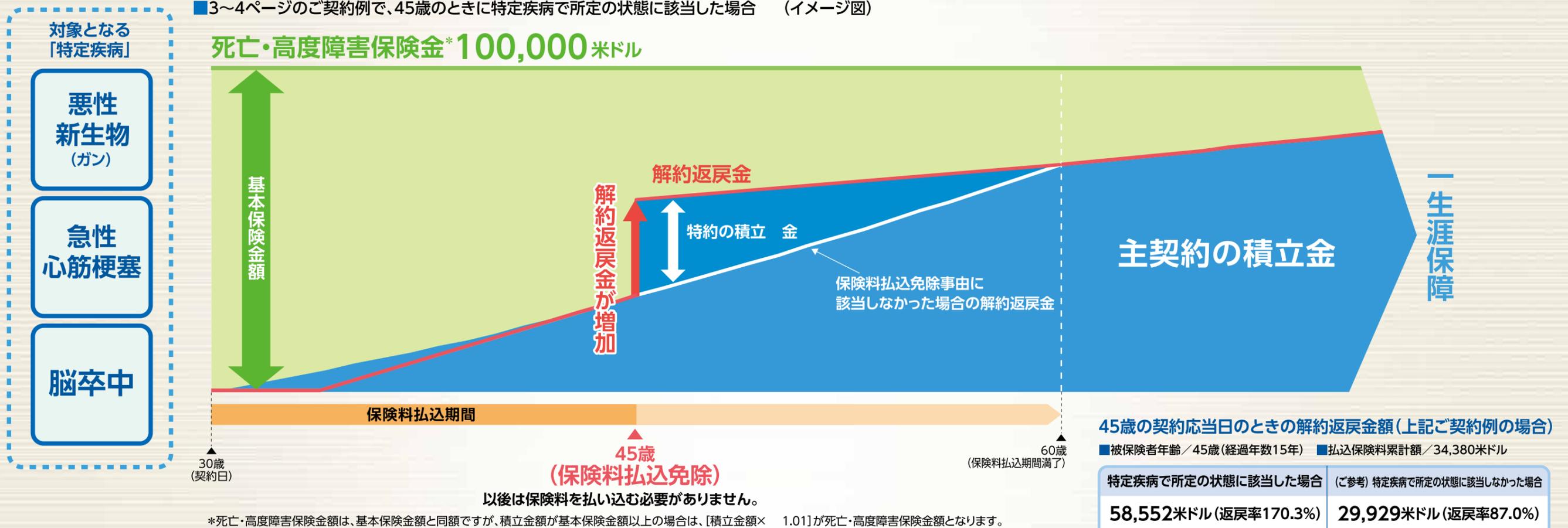
特定疾病に備える。

[特定疾病保険料払込免除特約を付加した場合]

ご契約時に特定疾病保険料払込免除特約を付加したとき、保険料払込期間中に特定疾病で所定の状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除されます。保険料の払込免除後に解約返戻金は増加するので、解約返戻金を治療費や療養生活をサポートする資金としてご利用いただくこともできます。

※解約された場合、以後の保障は消滅します。

■3~4ページのご契約例で、45歳のときに特定疾病で所定の状態に該当した場合 (イメージ図)



特約により保険料払込免除になった場合の解約返戻金について

保険料払込期間中に特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除され、免除された将来の保険料総額に相当する金額を「特約の積立金」として主契約の積立金に上乗せします。また、解約控除の適用がなくなります。

「特約の積立金」について

- 保険料払込免除時点で払込免除された将来の保険料総額に相当する金額が、当初の「特約の積立金」となります。
- 「特約の積立金」から保険料払込免除に該当していなければ支払うこととなっていた月々の保険料に相当する金額を「主契約の積立金」に毎月充当します。
- 「特約の積立金」の運用は、主契約の積立利率とは別にマニュアル生命が定めた利率で行います。

特定疾病保険料払込免除特約を付加している、していないにかかわらず、「不慮の事故が原因で所定の身体障害状態になった場合」には保険料のお払い込みを免除します。

裏表紙をご覧ください。

| 特定疾病 | 保険料の払込免除事由 |
|------------|--|
| 悪性新生物 (ガン) | ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を行います。 〈ご注意〉 ● ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。 ● 上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンはこの特約による保険料の払込免除の対象となりません。 |
| 急性心筋梗塞 | この特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき |
| 脳卒中 | この特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき |

※「特定疾病保険料払込免除特約」の責任開始期は、主契約の責任開始期と同じです。主契約の責任開始期については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

運用の特長

「こだわり外貨終身」の積立金は、お払い込みいただいた保険料から保険金のお支払いや、生命保険の運営に必要な経費などを除いて積み立てられます。毎月積み立てられた積立金は海外の金利に基づき運用します。この運用については以下のような特長があります。

1 積立利率を毎月更改

積立利率が固定される場合、契約時の市場金利が低かったとき、保険期間中にわたって低い利率が適用されることとなります。一方で、「こだわり外貨終身」の積立利率は毎月更改されるので、契約時の積立利率で固定されることなく、契約のタイミングを気にする必要がありません。

2 市場金利とゆるやかに連動

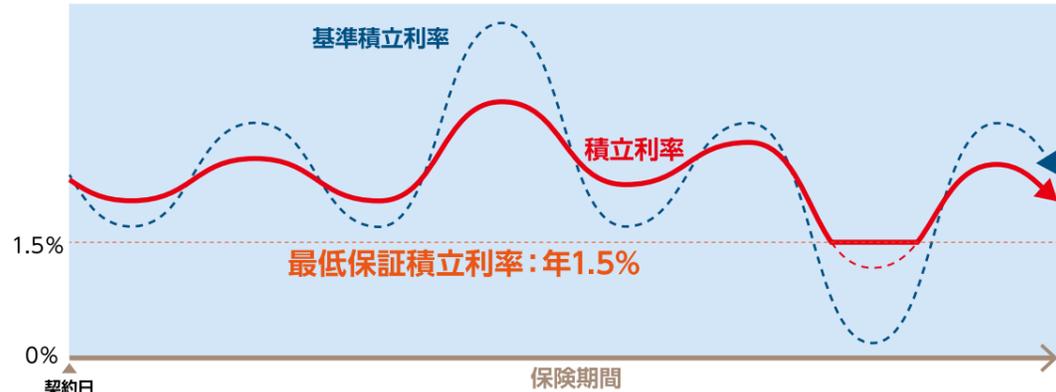
「こだわり外貨終身」の積立利率は、契約時からの積立利率を平均して更改することにより、市場金利の上昇・下落に対して、ゆるやかに上昇・下落するしくみとなっています。仮に契約日が金利の上昇局面、下落局面のいずれの場合でも、市場金利の影響を緩和して反映します。

 8ページ「積立利率の設定方法」をご覧ください。

3 最低保証積立利率

「こだわり外貨終身」には最低保証積立利率(年1.5%)が設定されています。市場の金利がどんなに下がったとしても、積立利率が年1.5%を下回ることはありません。

積立利率の推移イメージ



※「基準積立利率」および「積立利率の設定方法」については8ページをご覧ください。

積立利率の設定方法

過去の積立利率を平均した利率がその月の積立利率となります。

- 積立利率は、マニライフ生命が毎月設定する「基準積立利率」にもとづいて設定されます。
- 契約日における積立利率は、契約日における基準積立利率と同じです。(積立利率は年1.5%が最低保証されます。)ご契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率となります。

積立利率の設定例

1月の基準積立利率／2.50% (A) 2月の基準積立利率／3.00% (B)
3月の基準積立利率／3.50% (C) 4月の基準積立利率／2.50% (D) の場合

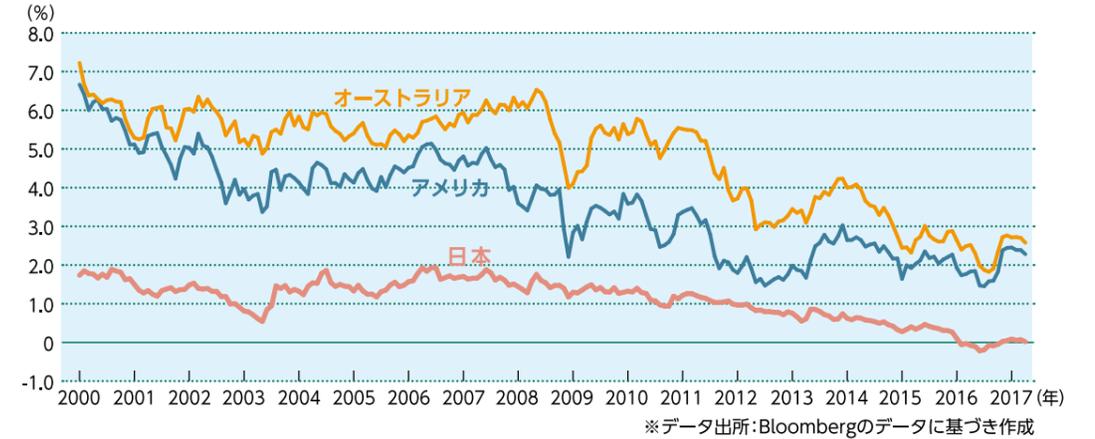
| 契約日 | 各ご契約に適用される毎月の積立利率(契約日が左記の場合) | | | |
|------|------------------------------|---------------|-----------------|-------------------|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| 1月1日 | 2.50% (A) | 2.75% (A+B)÷2 | 3.00% (A+B+C)÷3 | 2.88% (A+B+C+D)÷4 |
| 2月1日 | — | 3.00% (B) | 3.25% (B+C)÷2 | 3.00% (B+C+D)÷3 |
| 3月1日 | — | — | 3.50% (C) | 3.00% (C+D)÷2 |
| 4月1日 | — | — | — | 2.50% (D) |

※各基準積立利率を平均した積立利率は、小数第3位を四捨五入します。
※契約日から120か月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120か月の基準積立利率の平均とします。

ご参考

日本・アメリカ・オーストラリアの長期金利の推移

(2000年1月から2017年4月までの各国の10年国債の月末時点の利回り推移)



※データ出所: Bloombergのデータに基づき作成

適用される積立利率は、マニライフ生命のホームページでご確認いただけます。

契約通貨

「米ドル」または「豪ドル」からお選びいただけます。

- 「こだわり外貨終身」にかかる積立金の運用、保険金のお支払いなどは、契約通貨で行ないます。
- 契約通貨は、「米ドル」または「豪ドル」のいずれかとなります。



- 契約通貨で「米ドル」をお選びいただいた場合はアメリカの市場金利、「豪ドル」をお選びいただいた場合はオーストラリアの市場金利を指標として、マニライフ生命が設定する「基準積立利率*」に基づいて積立利率が設定され積立金を運用します。

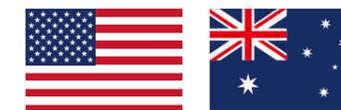
*基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。

積立利率については8ページをご覧ください。

保険金などの受け取り

保険金や解約返戻金は契約通貨で受け取ることも円で受け取ることもできます。

- 死亡・高度障害保険金や解約返戻金などは、契約通貨でお支払いいたします。



- 「円支払特約E型」を付加すれば、死亡・高度障害保険金や解約返戻金などを円でお受け取りいただくことも可能です。その際、マニライフ生命所定の為替レートが適用されます。



ご参考 契約通貨でお受け取りいただいた資金を外貨預金口座などに預けておき、外国為替相場の動きをみながら、円で受け取ることもできます。

※契約通貨建の保険金などを受け取った金融機関でのお取引になります。
 ※上記の場合に適用される為替レートは、外貨預金口座を保有される取扱金融機関により異なります。また、手数料(リフティングチャージ)をご負担いただく場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

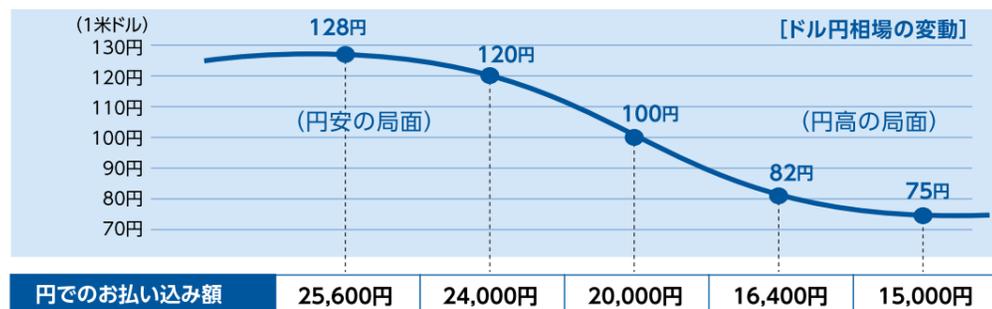
保険料の円でのお払い込みについて

円での保険料のお払い込み額は外国為替相場の動きに応じて毎月変動します。

- 月払保険料は契約通貨建で一定額ですが、お払い込みは「円」でのお取り扱いとなります。
- 円でのお払い込み額は、外国為替相場の動きに応じて毎月変動します。
- 2回目以後の保険料の円でのお払い込み額は、払込期月の前月末日の為替レートが適用されます。

※登録制一括払を選択された場合、登録制一括払により払い込む6か月分または12か月分の保険料の円でのお払い込み額は、最初に到来する払込期月の前月末日の為替レートをもって確定します。

〈円でのお払い込み額の変動の例(月払保険料200米ドルの場合)〉



ご参考

米ドルと豪ドルの対円為替レート推移

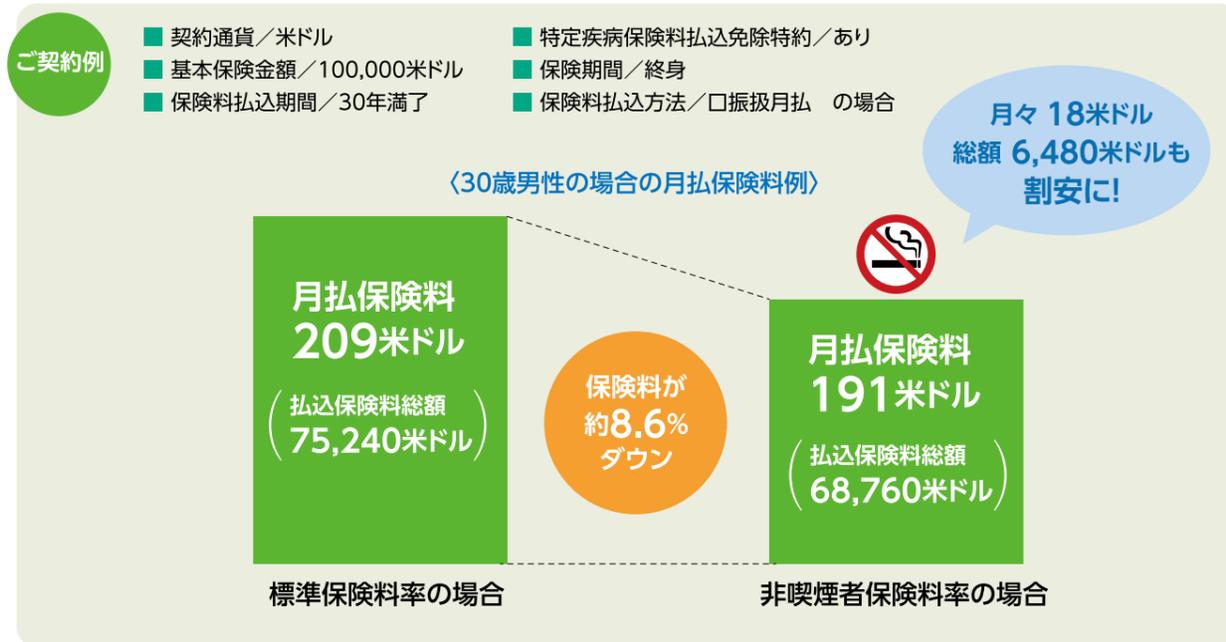
(2000年1月から2017年4月までの各通貨の月末時点の為替レート推移)



※データ出所: Bloombergのデータに基づき作成

タバコを吸わない方は非喫煙者保険料率（ノンスモーカー料率）が適用され保険料が割安になります。

※非喫煙者保険料率は、過去1年以内に喫煙をしていないことなど（喫煙歴については告知に加えてマニユライフ生命所定の検査を実施させていただきます。）が適用の条件となります。検査結果などによっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。



契約年齢別・男女別保険料例（上記ご契約例の場合）



喫煙者の場合

■ 男性（標準保険料率）

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料総額 |
|------|--------|-----------|
| 20歳 | 179米ドル | 64,440米ドル |
| 30歳 | 209米ドル | 75,240米ドル |
| 40歳 | 266米ドル | 95,760米ドル |

■ 女性（標準保険料率）

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料総額 |
|------|--------|-----------|
| 20歳 | 174米ドル | 62,640米ドル |
| 30歳 | 210米ドル | 75,600米ドル |
| 40歳 | 259米ドル | 93,240米ドル |



非喫煙者の場合

■ 男性（非喫煙者保険料率）

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料総額 |
|------|--------|-----------|
| 20歳 | 163米ドル | 58,680米ドル |
| 30歳 | 191米ドル | 68,760米ドル |
| 40歳 | 239米ドル | 86,040米ドル |

■ 女性（非喫煙者保険料率）

| 契約年齢 | 月払保険料 | 払込保険料総額 |
|------|--------|-----------|
| 20歳 | 158米ドル | 56,880米ドル |
| 30歳 | 190米ドル | 68,400米ドル |
| 40歳 | 232米ドル | 83,520米ドル |

●このページに表示している「払込保険料総額」の数値は、ご契約時の契約内容が保険料払込期間満了に達するまで変更なく継続したものと算出しています。



「こだわり外貨終身」にかかる費用は次のとおりです。

「こだわり外貨終身」には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■ 保険関係費

お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

■ 解約、減額時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

◆解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日または払済定額終身保険への変更日までの経過年月数に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。

◆解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数・保険料払込期間などによって異なるため、一律には記載できません。

※払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

※特定疾病保険料払込免除特約により保険料のお払い込みが免除された場合には、契約日から10年以内の解約、減額であっても解約控除のご負担はありません。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

◆保険金などを外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージなど）をご負担いただく場合があります。（くわしくは取扱金融機関にご確認ください。）

◆次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値（TTM）*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「円入金特約」を付加し、保険料などを円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約E型」を付加し、保険金などを円でお支払いする場合
- ③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合
- ④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、主契約の積立金を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値（TTM）は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

| 項目 | 契約通貨 | |
|---------------------|--------------|-------------|
| | 米ドル | 豪ドル |
| ① 「円入金特約」の為替レート | 契約通貨のTTM+50銭 | |
| ②③④ 「円支払特約E型」の為替レート | 契約通貨のTTM-1銭 | 契約通貨のTTM-3銭 |

※2017年10月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■ 無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

◆年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

| 項目 | 費用 | |
|--------------------------|-------------------|---------------------|
| 年金管理費 （年金支払の管理にかかる費用） | 責任準備金額に0.4%を乗じた金額 | 年金支払日に責任準備金から控除します。 |

■保険金のお支払事由

| 保険金 | お支払事由 | 受取人 |
|---------|--|----------|
| 死亡保険金 | 被保険者が責任開始期以後に死亡されたとき | 死亡保険金受取人 |
| 高度障害保険金 | 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により所定の高度障害状態に該当されたとき | 被保険者* |

死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。



保険金が支払われない場合については「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#)」
「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

*ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人はご契約者となります。

■保険期間および保険料払込方法

| 保険期間 | 終身 |
|--------------|---|
| 保険料払込方法(回数) | 月払 (月払のみの取り扱いですが、マニュアル生命の定める取扱範囲内で、繰り返し同一月数分の外貨建の保険料を円に換算した金額で一括払すること(登録制一括払)ができます。) |
| 保険料払込方法(経路) | <ul style="list-style-type: none"> 口座振替扱(月払 ※登録制一括払を含む) クレジットカード扱*(月払 ※登録制一括払を含まない) *ご契約者が法人の場合は、クレジットカード払はお取り扱いできません。 |
| 保険料の一括払または前納 | 登録制一括払(6か月単位または12か月単位)のみ取り扱いします。 <ul style="list-style-type: none"> 毎月6か月分または毎月12か月分の外貨建の保険料を、登録制一括払により払い込む保険料の払込期月中、最初に到来する払込期月の前月末日の為替レートで円に換算した金額でお支払いいただけます。 登録制一括払された金額のうち、1か月分の外貨建の保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 保険契約が消滅したときなどに、保険契約に充当していない外貨建の保険料を払い戻します。 |



登録制一括払(6か月単位または12か月単位)を選択された場合の「[生命保険料控除](#)」について
この商品の保険料の払込方法(回数)は月払のみとなります。このため登録制一括払(6か月単位または12か月単位)で保険料をお支払いいただいた場合は、**その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。**

■基本保険金額など

| 最低基本保険金額* | 最高基本保険金額* | 保険金額単位 | 最低保険料 |
|---------------------|-----------|-------------------|-------------|
| 20,000米ドル/20,000豪ドル | 7億円相当額 | 1,000米ドル/1,000豪ドル | 30米ドル/30豪ドル |

*マニュアル生命所定の換算レートで円に換算した金額を、マニュアル生命の他の保険契約と通算します。また、告知(診査)の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■保険料払込期間/契約年齢範囲

| 保険料払込期間 | 特定疾病保険料払込免除特約なし | | 特定疾病保険料払込免除特約あり | |
|---------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 | 標準保険料率 |
| | 契約年齢(満年齢) | | 契約年齢(満年齢) | |
| 10年 | 20~80歳 | 0~80歳 | 20~60歳 | 16~60歳 |
| 20年 | 20~70歳 | 0~70歳 | 20~50歳 | 16~50歳 |
| 30年 | 20~60歳 | 0~60歳 | 20~40歳 | 16~40歳 |
| 55歳満了 | 20~45歳 | 0~45歳 | 20~45歳 | 16~45歳 |
| 60歳満了 | 20~50歳 | 0~50歳 | 20~50歳 | 16~50歳 |
| 65歳満了 | 20~55歳 | 0~55歳 | 20~55歳 | 16~55歳 |
| 70歳満了 | 20~60歳 | 0~60歳 | 20~60歳 | 16~60歳 |
| 80歳満了 | 20~70歳 | 0~70歳 | 取り扱いなし | |
| 90歳満了 | 20~80歳 | 0~80歳 | | |

■主な特約

【米ドル特約C型・豪ドル特約C型】

ご契約時に契約通貨として「米ドル」または「豪ドル」のいずれかを選択するために付加する特約です。保険金などのお支払いなどは契約通貨で行ないます。



- ご契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。
- 金融情勢などの影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

【円入金特約】

「こだわり外貨終身」には、「円入金特約」が付加されていますので、保険料などを払い込む際は契約通貨に応じた為替レートを円に換算してお支払いいただけます。



- 外貨建の保険料などの円換算額は、換算基準日における為替レートの変動により、お支払いのたびに変動(増減)します。
- ご契約者が払い込んだ金額と保険料などを円に換算した金額が相違する場合、過剰分についてはご契約者に払い戻しますが、不足分についてはご契約者にお支払いいただけます。
- 不足分の保険料などの円への換算には、保険料などの換算に用いた為替レートをを用いるものとします。

【円支払特約E型】

- 外貨建の保険金、解約返戻金などを円に換算してお支払いする特約です。
- 保険金、解約返戻金などの請求の際、その受取人の申し出により、付加することができます。



- この特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、この特約の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- 契約者貸付を行なう場合または無配当年金特約もしくは無配当年金支払移行特約を付加した場合には「円支払特約E型」を付加していただけます。

【リビング・ニーズ特約】

被保険者の余命6か月以内と判断された場合、マニュアル生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

【指定代理請求特約】

被保険者が受取人となる保険金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

【特定疾病保険料払込免除特約】

特定疾病で所定の状態になったとき、その後の保険料のお支払いが免除されます。 5-6ページをご覧ください。

【その他の特約】

上記の他に保険金を年金基金に充当し年金でお支払いする無配当年金特約、また保険料払込期間満了後に死亡保障にかえて主契約の積立金を年金としてお支払いする無配当年金支払移行特約などがあります。なお、いずれの特約も円支払特約E型を付加していただき、円にて年金をお支払いします。くわしくは「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

■解約 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。



- 生命保険では、お支払いいただいた保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、一部は保険金のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。**したがって、解約されると、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なりますが、**特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**「こだわり外貨終身」の場合、解約控除の影響により契約日から最長3年間は、解約返戻金はまったくない場合があります。

●解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日または払済定額終身保険への変更時までの経過年月数に応じて積立金額から解約控除をご負担いただけます。

- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。
※解約控除は、経過年月数・保険料払込期間などによって異なるため、一律には記載できません。
※払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

- 特約による保険料の払込免除事由に該当していない場合、特定疾病保険料払込免除特約には解約返戻金はありません。
- 特約により保険料が払込免除となった場合、特定疾病保険料払込免除特約には特約の積立金と同額の解約返戻金があります。